

賀茂祭警固と雷鳴陣—神の怒りから天皇を守る警固—

横田 美緒

はじめに

をめぐる対立ひいては権力闘争を読み取ろうとされる。

私は、対伊勢神宮政策・対賀茂社政策、あるいは賀茂祭・斎院の創始を、政治的対立や権力闘争によつて解釈しようとする久禮氏や久禮氏が依拠される先行研究の研究方法に、そもそも大きな疑問を感じるものである。賀茂祭創始については、今回久禮氏が明らかにされた斎院司の創始・一時廃止・再設置の事実と時期を踏まえていざれ再検討するつもりであるが、本稿では、賀茂祭警固をめぐる久禮氏の私見批判に対して、回答を含めて再検討してみたい。

賀茂祭・賀茂斎院の創始について平城上皇の変との関係を重視す

る久禮氏は、賀茂祭警固についても、岡田莊司・矢野健一両氏の見解によりつつ「天皇の護衛を行う諸衛府による『警固儀』が賀茂祭に先んじて行われたのも、このような内乱状況の中で創出された祭祀であつたために、おそらくは乱の際に行われた軍事行動としての警固が祭祀の一部として定着することになつたのであろう」と述べ、私見⁽²⁾に対して「賀茂大神の『祟りへの不安』から『警固儀』が行われるようになつたとするが、そもそも神祇の祟りが軍事行動によつて回避されるものか」との疑問を投げかけられた。

拙稿においては、賀茂祭の停止年であつても内裏警固儀が行われることに着目し、通常の内裏警固とは異なる、勅祭としての賀茂祭（停止年も含めて）に不可欠の象徴的儀礼であることを確認した上

で、従来述べられていた反乱勢力や暴動から天皇を守るという政治的要因を契機に祭祀に組み入れられたとする説とはまったく異なる、賀茂神の祟りから天皇の身を守るための警固であると論じた。その際、賀茂祭警固に類似する儀式として、筆者が比較対象としたのが雷鳴陣である。雷鳴陣は、久禮氏に倣つて内裏警固を軍事行動といいうなら、まさしく「神の祟りである落雷を回避するための軍事行動」以外の何物でもない。「神祇の祟りを軍事行動によって回避できない」とするならば、久禮氏は雷鳴陣をどのように説明されるのだろうか。本稿では、久禮氏のご批判に啓発されて、あらためて雷鳴陣と賀茂祭警固儀について、「神の怒り・祟りがもたらす災厄から天皇を守る」儀式という共通点に注目して考察を行いたい。

一 賀茂祭警固の目的—先行研究の検討—

賀茂祭警固の目的について、前稿を敷衍して先行研究の諸見解についてあらためて検討したうえで、私見を再論したい。賀茂祭は、準備期間を含めれば一ヶ月以上にも及ぶ行事になるのだが、祭の中心である、神を迎えるといふ祭祀そのものは、中午日の御禊・御阿礼祭から中酉日の斎院参向・勅使参向までの四日間であった。賀茂祭の日程をあわすと次のようになる。

午日	斎院御禊
御阿礼祭	
未日	内裏警固
申日	山城国祭
酉日	斎院参向・勅使参向
戌日	還立・解陣

賀茂祭警固とは、午日の斎院御禊と申日の山城国祭に挟まれた未日に行われる六衛府による内裏警固を指す。この警固では、上卿が諸衛府に内裏の警固を命じる詞が「欲^レ為^シ賀茂祭^ニ加故仁跡乃任仁固衛末都礼。」（賀茂祭を行うから先例どおりに固衛せよ）とすることが慣例となつており⁽³⁾、賀茂祭が停止された年でも警固のみは実施されることになつていたことが注目されるのである。賀茂祭以外の勅使参向の国家祭祀で警固を実施した例はなく、これまでには国祭時に発生する暴徒から内裏を守ることが目的であるとする説⁽⁴⁾、また旧平城の平城上皇と平安京の嵯峨天皇が対立した一所朝廷時の嵯峨側の軍事的示威の名残りとする説⁽⁵⁾などが唱えられていた。『北山抄』『江家次第』には、賀茂祭停止時にも内裏警固が行われる理由を「依^レ有^ニ國祭^ニ也」としており、申日に行われる山城国祭が警固を実施する要因であることは、先行研究⁽⁶⁾でも指摘されている。

従来の説のうち、「暴徒から内裏を守るための警固」とする説は、奈良時代に山城国祭での騎射奉納が群衆の武器携帯という理由でたびたび禁制の対象となつた⁽⁷⁾ことを根拠に、賀茂祭がもともと危険な祭祀であったと捉えたことが前提となつてゐる。しかし、奈良時代に出された賀茂祭への武器携帯禁制について、私は前稿において、賀茂祭が天皇^ハ政府にとつて危険であるから出されたものではなく、祭祀における騎射奉納や余興としての武芸披露などが武器携帶集団二〇人以上の集合を禁止する擅興律擅發兵条の規定に抵触したためであるとし、それどころか律令国家は擅興律の武装集団集合禁止規定があるにもかかわらず、賀茂祭での山城国人の武装を限定的・特例的に承認を与え、賀茂祭を保護してさえいた、と論じた。奈良時代の賀茂祭武装禁制をこのようにとらえるなら、賀茂祭の軍事的危険性に対抗するための内裏警固説は成り立たなくなる。そもそも奈良時代の賀茂社は平城京から遠く隔たつた山背国葛野郡に鎮座する地域神であり、賀茂祭の騎射を奉仕した人々が暴徒と化

して大挙して長驅平城京に攻め込むなど想像さえできないし、奈良時代に賀茂祭内裏警固儀があつたとは考えられない。

また、「暴徒から内裏を守るための警固」を奈良時代の騎射禁制から切り離してより一般的に祭祀見物者の暴動からの内裏警固ととらえたとして、勅使を派遣する他の神社祭祀や賀茂臨時祭および午日の斎院御禊において、内裏警固を実施していないことが説明できない。斎院御禊では、斎院が華やかな行列を従えて、紫野斎院から一条大路を通って鴨川へ向かう。行列見物のために参集した人々の喧嘩や鬭乱も多く発生しており、『源氏物語』で描かれる六条御息所と葵上の車争いはまさにこの行事が舞台であつた⁽⁸⁾。祭の喧騒が内裏に危険をもたらすなら、御禊日も国祭日同様厳重に内裏警固をしなければなるまい。しかし、それにも関わらず斎院御禊の中午日は内裏警固の対象外であった。賀茂祭禊日・祭日の見物人の騒擾が内裏に波及する（見物人が暴徒化して内裏を襲撃する）など、誰も想定していないのである。

一方、二所朝廷時における平城上皇への軍事的示威の名残りとする説は、賀茂祭停止時に内裏警固を実施していた理由が「猶国祭有るに依り」とされていたことへの説明が難しい。賀茂祭＝勅祭が実施されようが停止されようが内裏警固が行われたのは、内裏警固が国祭とリンクしていたからであり、斎院参向・勅使参向すなわち勅祭とリンクしていたからではない。嵯峨が政変平定を奉賽するため賀茂祭＝勅祭を創始し、政変にあたって平城上皇側を威圧するために内裏警固をしたことが賀茂祭内裏警固の濫觴だつたのなら、警固は国祭ではなく勅祭とリンクしていかなければなるまい。この点だけでも、賀茂祭警固＝上皇側示威濫觴説は退けられるであろう。

賀茂県主氏の勢力を脅威と見て内裏警固が行われるようになつたとする説もあるが、賀茂県主氏の勢力は朝廷に脅威を与えるようなものではない。賀茂県主氏は賀茂社経営においても氏族の出身・昇進のためにも

朝廷に依存こそすれ反抗したり敵対する存在ではない。むしろ長岡京遷都・平安京遷都によつて、山背国地主神から平安京の守護神に上昇した賀茂神である。賀茂県主氏はこのチャンスを神格上昇、氏族の勢力拡大に利用しないはずはない。国家による賀茂社への神階授与は、延暦年間より度々行われており、大同二年（八〇七）五月三日に正一位に加階され、最高位にのぼつた⁽⁹⁾。賀茂神の皇城守護神化、神階昇叙、賀茂祭の勅祭化は政府側の主導のもとに行われたが、賀茂県主氏からの積極的働きかけ・協力も無視しがたいだろう。このようなかで賀茂県主氏が朝廷の脅威になるような行動をするはずがないし、それを恐れて朝廷が賀茂祭警固を行つたなどありえないことである。

それでは、賀茂祭警固の目的は何だつたのか。賀茂祭に先立つ午日に、賀茂社では神迎えの祭である御阿礼祭が行われている⁽¹⁰⁾。この日降臨した賀茂神は、申日の国司斎供を経て、酉日に勅使が奉幣した後、山駆けの儀式を経て送り出される。賀茂神は祟りを為すことで知られており、平城京に都が置かれていた時代から度々災異を引き起こしていた⁽¹¹⁾。賀茂神は、本来的には山背の大地に五穀豊穣をもたらす水の神・恵みの神であるが、同時に賀茂神を怒らせる瀆神的行為に対しても、「祟り」によつて様々な災いを引き起こす「祟り神」でもある。賀茂祭は、「祟り神」の性質を持つ賀茂神を奉祭し、慰撫することによって、「祟り」を防ぎ、「五穀豊穣」と「皇城鎮護」をもたらしてくれることを祈願する祭であるといえる。しかし神の心の機微は、人間にはわからないものである。神への慰撫が上手くいかず、地上に迎えた神が祟りを為す事態も考えられた。そこで、地上に迎えた賀茂神が何かに怒つて天皇に「崇る」こともあるのである。そのような怒つた賀茂神の「祟り」から天皇を守るために行われたのが賀茂祭における内裏警固にほかならなかつた。内裏の警固を厳重にして賀茂神に崇ることを諦めさせようというのである。賀茂祭は、神を奉り「國家の安泰」を祈る一方で、神の怒りをなだめ神の

祟りを予防するという性格の祭だつたのである。そのため、朝廷側の都合で勅使が参向しない年でも、「国祭」が行われ賀茂神が地上に迎えられている申日（戌日の三日間は、内裏警固を実施しなくてはならなかつたのであつた。

以上の私見に対して久禮氏は先に紹介したように、「賀茂大神の『崇りへの不安』から『警固儀』が行われるようになつたとするが、そもそも神祇の祟りが軍事行動によつて回避されるものか」と批判されるのである。

二 賀茂祭警固・内裏警固・雷鳴陣儀式次第の比較

1 賀茂祭警固

賀茂祭警固はどのように実施されていたのだろうか。『西宮記』（恒例二四月賀茂祭）によつてその次第をみていく。〔〔〕は割書を示す。以下同じ。〕

上卿付「殿上弁若藏人」、令レ申下可警固状上。「内侍不候、諸衛不レ具者、加其詞。」勅許仰外記召内堅。々々候小庭。【出】自敷政門。」上卿仰云、諸衛召セ。内堅称唯、出召諸衛、入立廊南。【雨日立廊下】。入レ夜上卿問、諸衛称官姓名。六位立後、四位依位立。」上卿仰云、賀茂祭欲レ為加故、如常固守奉禮。諸衛称唯、左廻出。「左近陣小庭、右近陣射場。」諸衛各門前立平張。往還入自レ中。」

まず上卿が陣座（左近衛陣座）に着陣して殿上弁若藏人を通して賀茂祭警固することを天皇に奏上したうえで、上卿が外記に命じ

て六衛府将・佐を召す。上卿は陣座と小庭を挟んで南接する軒廊南に列立した彼ら将・佐に、「賀茂祭を行ふから内裏を常の如く固守せよ」との命を伝えると（この「召仰」は行幸・京中賑給・大索などにおける六衛府召仰と同様である）、六衛府は直ちに所定の警固場所に「幄」「平張」を立て、警固に就く。左近衛府が左近衛陣座東の小庭、右近衛府が射場に陣を引いて紫宸殿の左右を固め、さらに諸衛府が内裏の所定の諸門を警固する。

さて賀茂祭警固において、六衛府が守つているのは天皇が住まう内裏のものであるが、摂関期には節会や官奏などの儀礼空間になつて紫宸殿を中心には警固する布陣となつてゐる。このような警固の布陣は、勅祭としての賀茂祭が始まつた九世紀前半に定められたものがそのまま踏襲されているからであろうが、それは次に述べる天皇・上皇・后妃崩御時、践祚後、非常時の内裏警固に准じたものであつた。

2 内裏警固

賀茂祭警固における六衛府将・佐への召仰は、『北山抄』（卷九羽林抄）の「警固」の項にみえる、内裏警固において六衛府将・佐を「軒廊南」に呼び出して行う「召仰」と同じである。

上卿著陣座。六府次將等帶レ剣把レ笏應レ召、「内豎召レ之。」入レ自二日華門、列立南殿東軒廊南邊。「西上北面、依官次第。」或四位列五位上、其例不レ定。仍檢其例、右中將延光初列左將上、後又列レ下。以レ之案レ之、准番奏例、猶可レ依官次歟。若次將不候者、判官帶弓箭立後、雨儀、経宣陽殿砌、立軒廊内。」上卿仰下可警固之由上。「若入レ夜者、上卿先問レ名、申官姓名。或五位以上不レ称レ姓。違レ式也。」同

音称唯、左廻退出。「或右廻經下臘前」解陣儀、同召仰。上卿仰云、解レ陣。微音称唯、退出。即左次將以下・近衛以上、入レ自宣仁門、列立平張下。「西上南面一行。」次將召將監名、称唯。仰云、陣解介。將監仰「將曹」。將曹仰「府生」。府生仰「番長」。番長仰「府掌以下」。「不召レ名、只称舍人等。」畢退出。右陣於射場前平張下「行レ之。」其後脱却弓箭。「近例、不行此儀云々。」

警固間、御南殿及仁寿殿。御「覽御馬」者、置レ弓參入、即候御劍、「或片手執弓云々。」然而御倚子御座、便候御前者、執弓持候、可レ無レ便歟。凡帶弓箭取レ物時、乍レ持可レ還者、弃レ弓取レ之。置レ物空手而可レ還者、取「副於弓」也。但、又隨便宜「左右耳。」候陪膳者解弓箭及劍供奉。

「不放レ縷。理髮又如レ之。」但、於供膳、置レ弓不レ解胡籤等。行向地所者卷レ縷、令持弓箭并縷。」

この「警固」の項は、賀茂祭に限定されない、あるいは賀茂祭以外の時の「警固」の作法である。内裏警固は、天皇・上皇・后妃が沒したとき、新帝が践祚して内裏を御在所とした際に行われ（九世紀の天皇は践祚後のある期間を「西雅院」）東宮を御在所とする場合が多く、その際は東宮「警固」となる。また謀反事件など「非常」事態が発生した場合、行われる。後者の例として、承和の変、寛平の変、安和の変、長徳の変のときの六衛府による内裏警固をあげることができる。

このように『北山抄』（羽林抄）「警固」儀は、新帝践祚後や「非常」時における「内裏警固」の作法とみてよく、上卿が陣座に着いて六衛府次将・佐を軒廊南に「召仰」せ、單に「警固すべし」と命じ、「解陣」するときは同様に六衛府將佐を「召仰」せ「陣解け」と命

じるとしている。「召仰」につづけて警固の場所や官人構成についてなにも記していないが、「解陣」の部分で、左近衛府は「宣仁門」から入つて（左近衛府陣座東の「小庭」に立てられた）平張の下に次將・將監・將曹・府生・番長・府掌以下舎人が列立し、次將から將監に、將監から將曹にという具合に順次解陣が告げられるとあり、右近衛府も同様に「射場前平張」の下に列立して解陣が告げられる。左近衛府は左近衛陣座東の「小庭」で、右近衛府は「射場」で、それぞれ平張を張つて警固の任にあたつていたのである。他の四衛府も所定の諸門で同様に警固したのであろう。したがって賀茂祭警固における左右近衛府以下六衛府の警固場所・警固作法・官人構成・装束・装備は、基本的に践祚・非常時における「内裏警固」と同一であつたことがわかるのである。

内裏警固において左右近衛府が紫宸殿の左右に陣を引くのは、天皇の日常的御在所が紫宸殿であつたと思われる平安京遷都当時の遺制であると思われるが、『北山抄』には、警固中に天皇が紫宸殿に出御し御馬御覽を行う場合があるとしていることも、警固中、天皇は紫宸殿を御座所とすることが本来の形であつたことを示していると思われる。

賀茂祭警固が、葉子の変に備える警固に由来するとか、祭の見物人の暴動への備えなどという見解が出される理由の一つは、賀茂祭警固が非常時の内裏警固と同一形式をとつてているからであろう。

3 雷鳴陣

しかし内裏警固が、践祚や非常時などの政治的契機とはまったく無関係に行われる場合がある。雷鳴陣である。雷鳴陣は、落雷によつて天皇の心身に加えられる危害から天皇を守るために衛府官人・舎人の配備である。雷鳴陣を扱つた研究としては、佐多芳彦氏（¹²）のものが知

られており、氏の研究に沿う形で述べていくこととする。まず、雷鳴陣の内容を、儀式書から読み取っていきたい。

以下、『北山抄』の第九「羽林抄」の儀式次第を挙げる（本論にとつて不要な割注は略す）。

雷電日、若其声盛。則藏人奉レ仰、仰下可レ陣立之由上。即垂二廂御簾、先大将參上。次中・少將參上、左右相對、候同庇額并南第一間。「並西上。左入レ自北廊西戸、右入レ自殿上戸」、地下人可レ用右青瓊門。」左將監以下、入レ自北廊東戸、南御階北逼レ砌而立。右入レ自仙華門、御階南立。各應レ声打レ弦、御殿昇近衛左右各四人、取レ梓不レ帶弓箭、鈴守近衛各一人、立長樂門橋西庭、兵衛官人以下、陣南殿前。但尉以上、候殿上之者、帶弓箭候御後、御座供日御座南、着御神態御裝束、雷収レ声者解レ陣。

雷鳴陣は、雷鳴が盛んに鳴り響いた時に立てられる。天皇の命によつて藏人が左右近衛府・兵衛府に雷鳴陣を立てるよう命じ、天皇の在所である清涼殿の御簾が下ろされ、天皇は神態装束を着す。弓箭を帯して参上した左右近衛大将・次将が天皇御座の御前に祇候し、左右近衛官人（将監以下）・舍人が清涼殿を囲むように配置され、左右兵衛官人（尉以下）・舍人が紫宸殿前に陣を組む。兵衛府・衛門府の尉以上の殿上人は天皇御座の御後に祇候する。この際に「各応レ声打弦」とあり、鳴弦が行わされている。鳴弦は古来より宿直時や天皇の浴湯、誕生儀式などにも用いられており、破魔の役割を果たしていたものである。そして、雷が収まつたと判断されればすぐに解陣される。この雷鳴陣は、実際に雷鳴が鳴り響いてから行われる。天皇は雷を避けて籠もった上で、近衛官人および兵衛官人らによって厳重に警固される。

この行事では、「雷鳴御座」と呼ばれる天皇の特別な座が臨時に舗設される事以外に特別な室礼はほとんどなかつたと考えられる。近衛の将官たちの装束は警固の装束と同様であり、近衛官人が弓箭を帯して厳重に天皇を警固することによって雷神が落雷を諦め退散することを願つたのである。

また、雷鳴陣では、天皇にとつて公私の場となる清涼殿・紫宸殿・仁寿殿のみならず、武器・医療関連の殿舎である春興殿・安福殿や、駿鈴を納めた長樂門までが警固対象となつていて。これは、落雷による焼亡が発生した場合の緊急事態に備え、最悪の事態には天皇が内裏外へ遷幸することも念頭に置かれた対応であろうと、佐多氏は指摘している。

以上、雷鳴陣について述べた。内裏警固には、践祚や非常時におけるものとは異なる、雷神の祟りとして引き起こされるとみなされていた落雷に対しても実施されていた。賀茂神が祟りとして天皇に加える危害から天皇を守護するために内裏を警固することがあつても、なんら不思議なことではない。

賀茂祭警固の場合は、諸衛の召集が行われた時点で災害が発生しているわけではないため、雷鳴陣のような厳重な態勢ではない。また雷鳴陣時のような「雷鳴御座」は準備されていないが、賀茂祭中は天皇が神態装束を着用していることが想定され、いざ雷などの祟りが発生した場合、厳戒態勢を敷きやすいといえる。そのような事態が現実に起つたことがあつた。『日本三代実録』によれば、貞觀十六年（八七四）四月二十日に「諸衛警固、縁賀茂祭也。是日、雷電暴雨、諸陣屯於殿前。」とあり、賀茂祭警固と雷鳴陣が同日に実施されたことがわかる。この日の雷鳴陣は、あらかじめ賀茂祭警固のために配備されていた衛府官人らをより厳重な態勢へと移行させればよく、通常よりも迅速に配備することができたのだろうと推測される。とはいえて、よりもよつて申日の雷雨であり、当時の朝廷の人々の恐怖はいかばかりであつただろうか。

次節では、賀茂神の祟りと賀茂祭警固の関係をさらに詳しく論じたい。

三 雷鳴陣・賀茂祭警固の成立時期

1 雷鳴陣の成立

次にこの二つの内裏警固儀式の成立時期を推測してみよう。

雷鳴陣の初見例は『日本後紀』弘仁六年（八一五）六月三日条の「是日。大雷。内舍人并四衛府舍人以上賜レ禄有差。」であり、続いて『続日本後紀』承和二年（八三五）十月二十六日条には、「雷電殊切。四衛府陣于清涼殿前。計見参賜レ禄。」とより具体的に清涼殿前に陣立した記録が残されている。佐多芳彦氏はさらにさかのぼつて、『万葉集』九四九の和歌からも、雷鳴陣の濫觴を求める事ができるとしている。

梅柳 過ぐらく惜しみ 佐保の内に 遊びしことを 宮もとどろに

右は、神龜四年正月、数王子また諸臣子等、春日野に集ひて、打毬の樂を作す。その日忽に天陰り雨ふり雷なり電す。この時に宮の中に侍従と侍衛なし。勅して刑罰に行ひ、皆授刀寮に散禁して妄りに道路に出ずることを得ずあらしむ。時に悒憤して、この歌を作る。作者詳らかならず。

2 賀茂祭警固の成立

一方、賀茂祭警固は、賀茂祭の多くの先行研究でも知られている通り、『記文』にもとづいて実施されたものと推測したい。

神龜四年（七二七）正月の頃、雷鳴の際、宮中に侍従・侍衛が侍していないなかつたことで、聖武天皇が彼らを罰したという話である。雷鳴時に侍従・侍衛が宮中に侍していなければならなかつたことに注目し、これも雷鳴陣の起源に関わる史料となりうることを指摘するのである。もつとも佐多氏は、侍従・侍衛は常に宮中に詰めているべき職掌であったことから、雷鳴陣の初見と認めるまでは傍証が足りないとしている。

賀茂祭警固式

このように雷鳴陣の源流は八世紀にまで遡るかもしねないが、『北山抄』にみえるような形式に整えられた雷鳴陣は、やはり平安遷都後の九世紀に入つてからとみていいだろう。初見例が弘仁六年（八一五）であることは重要である。怨靈・神靈・先靈の祟りに過敏になつていた九世紀初頭、雷鳴・落雷も神靈や先靈の祟りとみなされ、弘仁六年（八一五）にはすでに、天皇に危害をなす神靈・先靈の祟りとしての落雷から、天皇を守護するため雷鳴陣が立てられるようになつていた。現存の『内裏式』には雷鳴陣の篇目はなく、本来の『内裏式』がその篇目をそつくり継承していると想定されている。『内裏儀式』にも雷鳴陣の篇目はないが、あるいは弘仁十二年（八二二）に撰進された本来の『内裏式』には雷鳴陣の篇目が取り入れられていたかもしれない。そうではなくても、弘仁六年が初例なら弘仁六年以来雷鳴陣の「記文」が作成・伝来していたはずである。弘仁年間以降の雷鳴陣はそのような『内裏式』または『記文』にもとづいて実施されたものと推測したい。

①先祭五六日、少納言尋常奏畢、更奏云、山城國乃申世流賀茂上・下社、以某日「中申西日。」可祭事申賜久止奏。「無勅答。」②先祀一日、大臣「若無大臣者、中納言已上亦得之。」令下内侍奏中可衛固之状。又遣内豎喚六衛府佐以上各一人。「若無佐以上者、尉亦得之。」諸衛來集。即大臣上殿、喚内豎宣。喚候司司。内豎称唯出喚諸衛。若夜喚之。諸衛各稱名、如行在所將軍等之儀。以次入立。「入自一日華門立殿庭。」大臣宣。欲為賀茂祀我故爾、如常奉衛固。諸衛共稱唯退。③西日已一刻、使等就内侍申退狀即給祿。「四位已上御被、五位御衣。」此時喚男女使等被馬。「各有從者。」令度殿庭。④訖会内藏寮饗賜之。已三刻發向。⑤其夕使等就内侍執申祀狀。「或時明日申之。」⑥戌日早旦、大臣令内侍奏解陣之状、於陣邊使下内豎喚諸衛解上陣。「雖無朝使、其儀亦同。」

『内裏式』の賀茂祭日警固式の構成は以下のとおりである。①賀茂祭に先立つこと五、六日に少納言が、山背国司が中申酉両日賀茂祭を行ふことを申請したことを奏す。②祭の前日、大臣は賀茂祭により内裏を警固する内侍を通して天皇に奏してから紫宸殿殿上に昇り、内豎に命じて六衛府の将・佐各一人を召して南庭に列立させ、「賀茂祭を行うから、『常の如く』内裏を警固せよ」と命じる。六衛府将・佐は「称唯」して退出する。『西宮記』など撰闇期の儀式書でいう「召仰」である。撰闇期には左仗座で行う上卿による「召仰」が、『内裏式』段階では紫宸殿上であった。指令を受けた六衛府は翌日から、所定の持ち場で警固の陣を引くのである。③西日に勅使らが参内して内侍を通して賀茂上下社に進発することを奏上すると、天皇は祭使らを殿（紫宸殿か）に召して馬を賜い、天皇御前の南庭を渡らせる。④内裏での祭使出立儀が終わると、祭使らは内藏寮に集い饗を賜り、已三刻に出立する。⑤夕方、祭使らは

賀茂上社から上下社での祭礼の様子を、内侍を通して奏上する。⑤戌日早朝、大臣は内侍を通して「解陣」することを天皇に奏上し、内豎に命じて諸衛将・佐を左仗座あたりに召し「解陣」せよと命じる。将・佐は所定の陣に戻つて官人・舎人に解陣を命じ、解散する。

以上の次第で注目されるのは、篇目名が「賀茂祭日警固式」であるにもかかわらず、内裏警固に関する次第は②の「召仰」と⑥の「解陣」で、①は山城国司からの国祭実施の奏上、③④⑤は勅使の参内・賜馬・内藏寮饗、出立、祭状奏上という勅使派遣に関わる内容である。①を契機に内裏警固が行われるのであるから①を警固式の流れの中に含めてよいが、③④⑤は警固式とは直接の関係はない。本来別途、篇目化されねばならない。また『内裏式』には、禊祭日における斎院儀の次第についてはまったく触れない。内裏儀ではないからであろう。

どうして『内裏式』「賀茂祭日警固式」の篇目のなかに勅使派遣に関わる内裏儀が載っているのだろうか。弘仁九年（八一八）以前に内裏行事関係の個別の儀式次第（「別式」「記文」）を集成したもので、『内裏式』撰進の編纂素材とされたといわれる『内裏儀式』¹³⁾の対応する篇目「賀茂祭日警固式」と対比してみよう。

賀茂祭日警固式

①前祀五六日、少納言尋常奏畢、更奏云、山城國乃申世流賀茂上下社、以某日可祭事申賜久止奏。「無勅答。」②前祀一日（国祭の一日前）、大臣令内侍奏中可衛固之状。又遣内豎喚集六衛府佐以上各一人。諸衛來集。即大臣上殿、喚内豎宣。喚候司々。内豎称唯。出喚諸衛。以次入跪。大臣宣。司々奉固守。諸衛俱称唯退。⑥明日復召諸衛宣解陣。

一見して明らかのように、『内裏式』の①②と⑥、すなわち警固・解陣に関する記述だけで、③④⑤の勅使参向に関する内裏儀についてはいつさい記述していない。まさに純然たる「賀茂祭日警固式」の規定である。賀茂祭に関する「別式」「記文」をもとに構成したはずの本篇目になぜ②③④の記事がないのか。それは弘仁九年時点に賀茂祭はまだ勅祭化していなかつたから勅使参向そのものが存在しなかつたからである。弘仁十二年に完成した『内裏式』の篇目は『内裏儀式』をほぼ踏襲したようであるから⁽¹⁴⁾、弘仁十年の勅祭化によつて勅使参向儀が加わつてもあらたな篇目を立てず、従来の「賀茂祭日警固儀」のなかに混入させたのである。

このように、「賀茂祭日警固儀」は賀茂祭勅祭化以前から存在しているのであるが、そもそも両書で「賀茂祭日」といっているのは「中申酉」両日のことであり、勅使が参向する「中酉」日ではない。また賀茂祭警固は「申」日にはじめるが、「先」祀一日に行う「召仰」は、『儀式』に「未日」と書いてあるとおり「中申」警固開始の前日におこなわれるのである。「若夜喚之」というのは、召仰が中申日の前夜（中未日）になつた場合、といつているのである。両書でいう「賀茂祭日」は国史では「諸衛警固、以明日賀茂祭也」（『日本三代実録』元慶五年（八八一）四月十九日「丙申」条）という記事が賀茂祭（中酉日の勅祭）前日（中申日）条で連年掲載され「明日」が賀茂祭であると錯覚してしまうが、あくまで勅使が参向する勅祭が「明日」なのであって、『内裏儀式』『内裏式』記事がいう「賀茂祭日」は山城国祭の中申酉両日なのであつた。

以上の考察から、勅祭創始より以前から賀茂祭警固が行われ、勅祭創始以前には「賀茂祭日」といえば山城国祭の「中申酉」両日を指していたことが明らかになつたが、それでは賀茂祭警固儀はいつから始まつたとみるべきなのだろうか。

賀茂祭警固は、勅使派遣を停止する年にも、国祭があるから実施される。賀茂祭警固は国祭と連動しているのであり、勅祭の創始とは切り離して考えなければならない。それでは山城国遷都以前の平城京時代の国祭でも内裏警固が行われていたかといえば、平城京から遙か彼方の山背國の土着神である賀茂神を国司が監臨して祭る国祭で、内裏警固が行われたとはとても思われない。やはり賀茂神の膝下への遷都こそ、いまだ國祭であつた賀茂祭において内裏警固が開始された契機とみるべきであろう。『続日本紀』天平十七年（七四五）九月十九日条では、天皇不予の原因が賀茂神の神罰であるとして、賀茂神へ奉幣した記事がある。神罰の原因是、聖武天皇による山背國恭仁京への遷都とそれに伴う大掛かりな土木事業つまり山林伐採や河川の穢など山背國の大地を破壊する行為であつた。このような先例もあつたことから、神靈・先靈の祟りに対して極端に過敏になつていて桓武朝、賀茂神が鎮座する愛宕郡と葛野郡の大地を削つて都城を建設することに対し、地主神たる賀茂神が怒りの矛先を天皇に向け、天皇に崇ることが当然予期された。その為遷都に伴い、賀茂神への神階授与・神社修繕・神封授与などの対策が実施された（⁽¹⁵⁾）。しかしそれでも国祭の間、地上に降臨して上下賀茂社に宿つてゐる賀茂神が憤激し、天皇を攻撃することがありえないとは言い切れない。このような賀茂神の攻撃から天皇を守護するために、賀茂祭警固は創始されたと考えるべきである。賀茂神の祟りが天皇の精神または肉体の病をもたらすなら、その「氣」は内裏諸門から浸入し、天皇に近づくはずである。外衛が諸門を警固し、近衛が天皇御在所紫宸殿の左右を警固することによつてそれを防ぎ、天皇に加える危害から天皇を守ろうというのである。そのような賀茂神の怒りをなだめ玉体安穏・皇城守護の靈力へと転化させるために創設したのが、賀茂齋院であり勅祭としての賀茂祭だったのである。そして賀茂勅祭に先んじて成立した賀茂祭警固は、平安遷都後、時を隔てずに開始されたと推測するべきである。

ところで、『内裏式』賀茂祭警固の最後には、割書で「雖無朝使其儀亦同」とある。勅使参向を停止した年であつても警固は必ず実施する、という慣例である。この割書は、『内裏式』最後尾の修訂の識語によれば、天長十年（八三三）までに修訂を終えた箇所とされる。『内裏式』成立段階でこの慣例があつたのかは断定できない。

では、勅使参向停止年でも毎回警固を実施していたのかというと、『西宮記』（巻三）の裏書に「不警固」の事例が存在していた。私はこの事例は、逆に賀茂祭警固の必要性を再認識させる契機になつたのではないかと考える。次に、その「不警固」事例を詳しく追つてみよう。

3 仁寿三年の警固不実施例について

『西宮記』によれば、「仁寿三年、元慶六年、不警固」。仁寿四年、貞觀十一年、十六年、昌泰三年等皆有「警固云々」とあり⁽¹⁶⁾、仁寿三年（八五三）と元慶六年（八八二）は警固をせず、その他の年には常に実施しているとする。ただ元慶六年は『日本三代実録』四月二十四日条によれば、「丙申。諸衛警護。以明日賀茂祭也。雖停祭事、猶有警陣」例也。」とあり、確かに内裏で死者が出たため勅使参向は停止しているが、少なくとも公には警固を実施したことになつてるので、今回は議論の対象外とする。一方、仁寿三年は『西宮記』に詳細な記事があり、確かに実施されなかつたことがわかる。また仁寿三年は不警固であったのに対し、翌仁寿四年（八五四）には警固を実施している。

それでは、仁寿三年の詳細を確認しよう。『西宮記』（巻三・裏書）には次のように書かれている。

仁寿三年四月二十三日、依京畿七道疱瘡穢、賀茂祭停止。斎王亦不參、但使国司供奉祭事、亦有祈使。警固事不行。

この年は、京畿内で天然痘が流行しており、その穢れによって賀茂祭

は実施されなかつた。国祭は実施されており、山城国司は参向したが、勅祭は実施されず、警固もしなかつた。その一方で、例年ならば実施しない朝廷による「祈使」の派遣が行われている。この年の状況を『日本文德天皇実録』でさらに詳細に追つてみよう。

- ・二月是月。京師及畿外多患疱瘡。死者甚衆。天平九年及弘仁五年有此瘡患。今年復不免此疫而已。
- ・三月壬子（二十二日）。請名僧百口。於大極殿。転讀大般若經。限三日訖。攘災疫也。
- ・三月丁巳（二十七日）。以穀倉院糲塩。給京師患疱瘡者。
- ・四月庚午（十日）。遣侍從五位上嶋江王。神祇大副兼内藏頭從五位上中臣朝臣逸志等。向伊勢太神宮。請除災疫。
- ・四月乙酉（二十五日）。以頗疱瘡染行。人民疫死故。停賀茂祭。
- ・遣侍從五位上嶋江王。神祇大祐從七位上忌部宿禰高善等向社下。
- ・申謝事由。但山城国司斎供如常。

天然痘の流行は二月ごろより始まり、京師・畿外でおびただしい死者を出し、四月十四日には若い貴族が、十八日には皇族の成康親王が命を落としている。天平九年・弘仁五年以来の疫病の大流行であるという。政府はその対策として、三月二十二日に読経を行い、二十七日には賑給を実施した。四月十日には伊勢神宮への遣使も行われているが、こうした中で賀茂祭の勅使参向は停止され、その翌日には詔勅により恩赦が実施された⁽¹⁷⁾。その上で、この年の場合は特別に「祈使」を派遣している。

この年警固を行わなかつた理由を、どのようにとらえればよいだろうか。パニックの中で内裏警固が困難になつたというより、意図的に警固を行わなかつたように見える。政府は、天然痘の流行に対し、皇祖神と賀茂神にすがつて天然痘の沈静をはかつてていた。天然痘の流行が賀茂神

の怒りを原因の一つとしているとみなされたとすれば、すでに賀茂神は怒つて疫病をもたらしているのであつて、内裏の天皇個人を攻撃しようとしているのではないと判断される。それゆえ警固を行わず、除災を祈願する特使を派遣して賀茂神の怒りをなだめ、疫病沈静のために力を貸してほしいとお願いしようとしているのである。あるいは怒つて天然痘の猛威を振るわせている賀茂神に対して、「警固」という防御手段を講じることは賀茂神の怒りの炎に油を注ぐものとして停止されたのかもしれない。

九世紀の朝廷は、賀茂神域の狩猟禁制をたびたび出している。承和十一年（八四四）十一月四日、賀茂社祢宜賀茂県主広友らは政府に、鴨川上流で遊猟する王臣家人や百姓らが獲物を解体した穢が下流の神社に達するのを賀茂神が怒り、その祟りで何かが起きるとしばしば祢宜らの占いに出てくるので、神社側はこれまで禁制を加えてきたが、彼らは聞こえではない、と訴えてきた。それに対して政府は神明の祟りは慎まなければならないとして、山城国司に対し内狩猟禁断、違反者の逮捕申上、違犯を容隠する国司・郡司・祢宜・祝の処断、を命じた（『類聚三代格』同日官符、『続日本後紀』同日条）。また元慶八年（八八四）七月二十九日、政府は山城国司に対し、賀茂神山四至内で「無頼之輩」がひそかに猪鹿を射て穢が発生することを禁止し、五位以上の違反者は奏聞、六位以下は捕進を命じている（『類聚三代格』同日官符）。これも祟りを恐れての禁制であることは想像に難くない。

このように九世紀は朝廷の、賀茂神の祟りに対する畏怖が強く表れている時代である。仁寿三年には賀茂祭警固を実施しなかつたが、却つてこの事態を経て、朝廷は警固の必要性を再認識し、「勅使参向停止の年でも警固は実施する」という慣例がより強く意識されるようになったのではないかだろうか。『日本文徳天皇実録』では記録されていなかつた賀茂祭警固の実施状況が、『日本三代実録』では細かに書かれるようになるのも、

四 雷鳴陣の最盛期と衰退

雷鳴陣は、『北山抄』においても「近代不_レ見_レ之」とあるように、十世紀後半から十一世紀にかけて、ほとんど実施されなくなっていた。鎌倉時代初期の『禁秘抄』には、雷鳴時、滝口の武士等天皇の身辺にいる者が在所の縁に候じて鳴弦を行い、護持僧が居合わせれば念誦をするのみだったとする遺制が伝えられている（¹⁸）。

対して賀茂祭警固は永享年間などでも実施記録がある（¹⁹）ことから、応仁の乱により一度停止されるまで実施され続けていたと考えられる。雷鳴陣と賀茂祭警固の最大の違いは、雷鳴陣が突発的に実施される臨時の儀式であるのに対し、賀茂祭警固は恒例化した儀式であることである。

『小右記』長和四年（一〇一五）七月三日条には次のような記事がある。

三日、庚戌、未刻許頭中将来也。示_レ有_二所勞_一不_二參內_一之由_上。是雷鳴陣也。仍差_二別使_一不_レ令_レ申_二障由_一耳。雷鳴陣立不_二案内_一。差_二隨身時賴_一、問_二遣於陣_一。帰來云、依_レ無_二宣旨_一不_レ立者。緣_レ入_二秋節_一歟。年來雷鳴陣事如_二棄忘_一耳。

編集方針の違いがあるとはいえるが、このような背景もあるのではないかと考えられる。また、前節で紹介した貞觀十六年の「賀茂祭警固と雷鳴陣の同日実施」は、偶然にも勅使参向停止年の出来事であった。これもまた、賀茂祭警固の必要性をより強く認識させるものとなつたであろう。さて、雷鳴陣は十世紀前半にその最盛期を迎える。そしてその後、急速に衰退するのであるが、次節ではこのことについて詳しく見てみよう。

ここでは、秋節における雷鳴陣立には宣旨を要する原則があり、この時は宣旨が無かつたため実施されなかつたことが書かれている。さらに、記主実資は右大将であるにも関わらず雷鳴陣立についてとくに指示は出さず、隨身を右近衛陣に遣わして様子を尋ねさせたところ、「宣旨」がないので陣を立てていなかつた、という。実資は、近年、雷鳴陣のことは「棄忘」したかのよう全然しなくなつた、と書いた。

『後二条師通記』寛治五年（一〇九一）六月二十九日条では、師通は左大将であつたにも関わらず、「故障」と称して雷鳴陣に参候しなかつた。この記事からは、すでに雷鳴陣が衰退して行われなくなつてゐる事や、突發的な行事であるため実施が困難な場合があることが指摘できるほか、実資や師通が雷鳴陣に対しさほど重要性を感じていないことも挙げられる。

雷鳴陣の実施記録が特に多いのが、昌泰年間以後の醍醐朝である。特に、延長八年（九三〇）には清涼殿に落雷し、死傷者も出るという事態に陥つた²⁹。この落雷は、延喜元年（九〇一）に没した菅原道真の怨靈による祟りであつたと人々は理解した。既に藤原時平やその親族のみならず、醍醐天皇の皇太子までが次々と没しており、この延長八年の落雷後には醍醐天皇も没することとなつた。菅原道真の怨靈と雷神は結び付けられ、從来の雷神である火雷神から菅原道真の怨靈に対する天皇の警固へと、雷鳴陣は変質したと考えられる。道真の怨靈に対する天皇・貴族たちの恐怖はすさまじく、朱雀天皇は幼少期、母后穏子と同殿し、『大鏡』には道真の祟りを恐れて三歳になるまで格子を上げることもなく、昼夜灯をともして御帳のうちで暮らしていたとする逸話もある。朱雀朝、そして続く村上朝は、雷鳴陣の実施記録も多く、雷神に対する恐怖は最高潮に達していた。

しかし、時間の経過とともに、道真怨靈に対する畏怖は薄れてゆき、

逆に道真は神として信仰を集めしていくことになる。もともと雷神とゆかりの深かつた北野に天満宮が整えられ、永延元年（九八七）には北野祭が官幣にあずかることとなり、道真怨靈は鎮撫されていった。藤原時平の子孫が没落していく中で、忠平の子孫となる摂関家は北野社を篤く信仰した。慈円に至つては『愚管抄』において、「(道真が) 摂錄ノ家ヲマモラセ給ナリ」と述べる程である。雷鳴陣は、雷神と結び付けられた菅原道真の怨靈が神として信仰され、人々にもたらした恐怖が薄れていく中で衰退していったのである。²¹

恒例行事であるため室町時代まで実施された賀茂祭警固でも、やがて「祟りへの畏怖」は薄れていったのではなかろうか。山城国遷都後、賀茂神は「賀茂皇大神」と呼ばれるようになり²²、皇族のみならず、摂関家による賀茂詣も実施されるなど多くの信仰を集め、都を守る神として認識されていった。摂関期から院政期にかけての賀茂祭では、路頭の儀における過差・風流がエスカレートしていく、貴族たちの関心も賀茂祭の行列が中心となつた。『御堂関白記』や『小右記』においても、賀茂神の祟りへの畏れはあまり感じられない。しかし賀茂祭警固は恒例行事であり、賀茂神の祟りのから天皇を守るという意義が失われた時代においても、賀茂祭を飾る内裏行事の一つとして続けられたのである。

おわりに

雷鳴陣も賀茂祭警固も、儀式内容が類似しており、その成立時期も重なつてゐる。再検討の過程で、これほどの類似点を見つけられた事には、私自身驚いてゐるが、雷鳴陣そのものの研究においても新たな切り口になりうるのではないかと考えてゐる。また、久禮氏が明らかにされた斎院の停止時期も踏まえた勅祭賀茂祭の成立過程など、課題はまだまだ残

されているが、ひとまずはここで筆をおきたい。

註

- （1）久禮旦雄「賀茂斎院・伊勢斎宮の淳和天皇朝における存廃について—狩野本『類聚三代格』天長元年十二月二十九日太政官符の評価をめぐつて—」（『續日本紀研究』四〇九号 一〇一四年）。

（2）横田美緒「賀茂祭の成立と律令国家」（『史学研究』二七八号 一二〇一三年）。

（3）『北山抄』。

（4）三宅和朗「賀茂斎院の再検討」（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館 一九九五年）。岡田精司「奈良時代の賀茂神社」（岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』吉川弘文館 一九九七年）。

（5）岡田莊司「賀茂祭の成立」（続群書類從完成会『平安時代の国家と祭祀』第二章『平安前期 神社祭祀の公祭化・上』一九九四年）。

（6）三宅和朗氏前掲論文等。

（7）『続日本紀』文武二年（六九八）三月二十一日条。大宝二年（七〇二）四月三日条。和銅四年（七一一）四月二十日条。『類聚三代格』天平十年（七三八）四月二十二日勅。

（8）『貞信公記』延長四年（九二六）四月二十日条では「右大臣家車者与右衛門督藤原恒佐家人・大有闘乱事、投石打車、當丞相小兒云々」とあり、斎院御禊の際、右大臣藤原定方の車の従者と、右衛門督藤原恒佐の家人とで右を車にぶつけあう大乱闘が発生し、その石が定方の子供に当たつてしまふ事態となつた。また、『小右記』治安三年（一〇二三）四月二十二日条では、「賀茂祭後朝、駕輿丁与閑白草刈從者闘乱、草刈從者為駕輿丁被レ打「破頭」、檢非違使禁固

（9）『日本紀略』。

（10）座田司「勅祭賀茂祭」（『神道史研究』九卷一・二号 一九六一年）、「御阿礼神事」（『神道史研究』八卷二号 一九六〇年）。

（11）『日本紀略』大同元年（八〇六）三月二十三日条では、平安京を囲む大井・比叡・小野・栗栖野などの山々に山火事が発生し、煙と灰が四方に広がり京内は昼なのに暗くなつた。賀茂祭を翌月に控えたこの火災について、平城天皇は、桓武山陵地に定めた場所が賀茂社に近いから賀茂神の祟りではないかと疑つた。そこで占わせたところ、はたして賀茂神の祟りによるとの結果がでた。天皇は、桓武山陵地を決めるとき筮トに従い龜トに従わなかつたので災異が頻繁に起つてゐるのだから、自分が謹慎しないわけにはいかないと言つて、自ら賀茂神に祈祷したところ火災は鎮まつたという。また、『続日本紀』天平十七年（七四五）九月十九日条などにも祟りの記事が散見される。

（12）佐多芳彦「雷鳴陣について」（『日本歴史』五八三号 一九九六年）。

（13）所功「内裏式」の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』第一篇「主要儀式書の研究」国書刊行会 一九八五年）。

（14）所功前掲論文。

（15）『続日本紀』延暦三年（七八四）十一月二十日には、「叙賀茂上下二社從二位」とあり、従二位へと飛躍的な加階が行われている。また二十八日に「遣レ使修「理賀茂上下二社及松尾乙訓社」と、賀茂上下

二社と松尾社、乙訓社が修理されている。翌年の十一月八日には、「賀茂上下神社充^ニ愛宕郡封各十戸」（以上『続日本紀』）と、賀茂上下社に神封各一〇戸が与えられている。さらに平安遷都が決定すると、延暦十二年（七九三）二月二日に遷都の報告が「賀茂大神」に対して行われ、さらにその後、大同二年（八〇七）五月三日に正一位に加階された（以上『日本紀略』）。

(16) 賀茂祭の実施・中止不明だった貞觀十一年（八六九）・昌泰三年（九〇〇）について、この記事によつて中止年であることが判明した。

(17) 『日本文德天皇實錄』仁寿三年四月二十六日条。

(18) 佐多氏前掲論文。

(19) 『薩戒記』永享五年（一四三三）四月十二日条において、賀茂祭のための警固召仰が実施されている。

(20) 『日本紀略』および『扶桑略記』延長八年（九三〇）六月二十六日条。

(21) 今正秀『攝關政治と菅原道真』（敗者の日本史3 吉川弘文館 二〇一三年）。佐多氏前掲論文。

(22) 『玉葉』治承四年（一一八〇）八月十四日条引用の「嵯峨隱君子算道命期勘文」に見える。